

加熱式たばこの簡易換算表
【平成30年10月1日手持品課税用】

この換算表は、平成30年10月1日（月）に行われる手持品課税に際し、たばこの販売業者の方が、平成30年10月1日の午前0時に販売のために所持している「加熱式たばこ」について、紙巻たばこの本数に換算するために作成したものです。

具体的には、以下の銘柄ごとに、「1個装当たりの換算本数」に、所持している「加熱式たばこ」の個装（箱）の数を乗じて、本数に換算してください。

銘 柄 （五十音順）	1個装当たりの換算本数（本）
クール・ネオスティック・ブースト・ミント	10
ケント・ネオスティック・インテンスリー・フレッシュ	9
ケント・ネオスティック・シトラス・フレッシュ	9
ケント・ネオスティック・スパーク・フレッシュ	9
ケント・ネオスティック・スムーズ・フレッシュ	9
ケント・ネオスティック・ダーク・フレッシュ	9
ケント・ネオスティック・ブライト・タバコ	9
ケント・ネオスティック・フレッシュ・ミックス	9
ケント・ネオスティック・ベリー・ブースト	9
ケント・ネオスティック・ミント・ブースト	9
ケント・ネオスティック・リッチ・タバコ	9
ネオ・ダーク・プラス・スティック	10
ネオ・ダーク・フレッシュ・プラス・スティック	10
ネオ・ブースト・ベリー・プラス・スティック	10
ネオ・ブースト・ミント・プラス・スティック	10
ネオ・フレッシュ・プラス・スティック	10
ネオ・ロースト・プラス・スティック	10
マールボロ・ヒートスティック・イエロー・メンソール	15
マールボロ・ヒートスティック・スムーズ・レギュラー	15
マールボロ・ヒートスティック・パープル・メンソール	15
マールボロ・ヒートスティック・バランスド・レギュラー	15
マールボロ・ヒートスティック・ブレンド05	15
マールボロ・ヒートスティック・ブレンド26	15
マールボロ・ヒートスティック・ミント	15
マールボロ・ヒートスティック・メンソール	15

（次のページに続きます）

銘 柄 (五十音順)	1 個装当たりの 換算本数 (本)
マールボロ・ヒートスティック・レギュラー	15
メビウス・パープル・クーラー・フォー・プルーム・テック	3
メビウス・ブラウン・アロマ・フォー・プルーム・テック	3
メビウス・ミックス・グリーン・クーラー・フォー・プルーム・テック	3
メビウス・メンソール・フォー・プルーム・テック	3
メビウス・レギュラー・フォー・プルーム・テック	3
メビウス・レッド・クーラー・フォー・プルーム・テック	3

【参考】加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算について

平成 30 年度の税制改正によって、加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方法が見直されました（平成 30 年 10 月 1 日施行）。

具体的には、重量及び小売定価を基に、次に記載している計算式で紙巻たばこの本数に換算することとされています。

「加熱式たばこの簡易換算表」に記載された 1 個装当たりの換算本数は、銘柄 1 箱ごとに計算式に当てはめて計算した結果の本数となっています。

$$\begin{aligned}
 & \text{加熱式たばこ 1 箱の紙巻たばこの本数への換算値} = A + B + C \\
 A & = \text{加熱式たばこ 1 箱当たりの重量(巻紙、フィルター等の重量を含む。)} \times 0.8 \text{ (注 2)} \\
 B & = \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの重量(巻紙、フィルター等の重量を除く。)}}{0.4\text{g}} \times 0.5 \times 0.2 \text{ (注 3)} \\
 C & = \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの小売定価(消費税抜き)}}{\text{紙巻たばこ 1 本当たりの平均小売価格 (注 1)}} \times 0.5 \times 0.2 \text{ (注 3)}
 \end{aligned}$$

(注 1)

「紙巻たばこ 1 本当たりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ 1 本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいいます。

(注 2、3)

加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方法の見直しについては、激変緩和等の観点から、平成 30 年 10 月 1 日から平成 34 年 (2022 年) 10 月 1 日までにかけて、段階的に行うこととされています。

具体的には、上記計算式の注 2、注 3 に記載している率は、下表の期間に応じて、次のとおりとなります。

期 間		(注2)の率	(注3)の率
経過措置	平成30年10月1日～ (第一段階)	0.8	0.2
	平成31年(2019年)10月1日～ (第二段階)	0.6	0.4
	平成32年(2020年)10月1日～ (第三段階)	0.4	0.6
	平成33年(2021年)10月1日～ (第四段階)	0.2	0.8
	平成34年(2022年)10月1日～ (第五段階)	—	1.0

※ 平成 31 年分以降の元号の表示については、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。